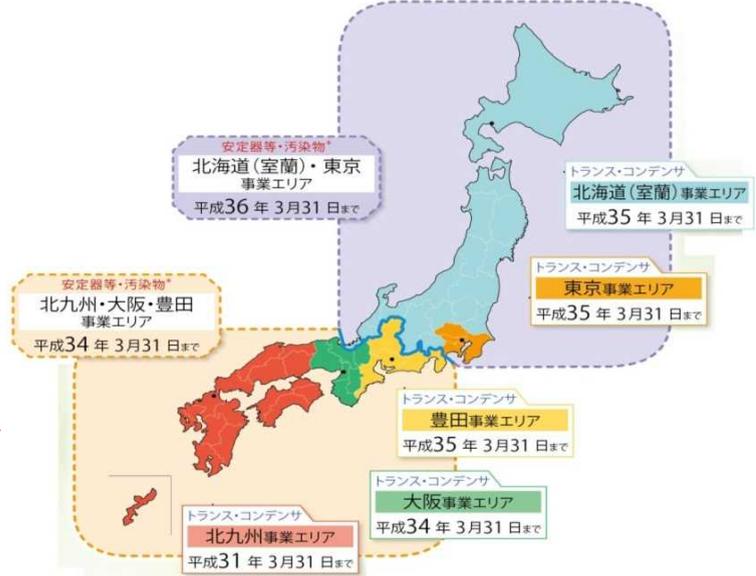


ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する 特別措置法の一部を改正する法律案の概要

PCB廃棄物処理基本計画に定める処理期限内に、高濃度PCB廃棄物の確実な処理を達成するため、必要な措置を講ずる。

背景

- PCB(難分解性で慢性毒性を有する化学物質)は、カネミ油症事件(昭和43年)を契機にその毒性が社会問題化し、昭和47年以降製造中止。その後、民間主導で全国39カ所にて処理施設の設置が試みられたが、いずれも住民同意が得られず、30年間以上、処理されず。
- 平成13年、PCB特措法を制定し、国が中心となって、**立地地域の関係者の理解と協力の下、JESCO(中間貯蔵・環境安全事業株式会社)の全国5カ所の事業所に処理施設を整備し、高濃度PCB廃棄物の処理を実施。**
- **事業所ごとの計画的処理完了期限は、地元との約束で、最短で平成30年度末。**しかし、処分委託しない事業者や使用中のPCB使用製品も存在し、その達成が危ぶまれる状況。



	トランス	コンデンサ	安定器
使用中届出量	約600台	約6千台	約9万5千台
廃棄物届出量	約6千台	約11万2千台	約460万台
処理済量	約1万2千台	約21万3千台	約126万台

赤枠内について上地図の期限内の処理が必要

法律案の概要

1. PCB廃棄物処理基本計画の閣議決定 (第6条)

政府一丸となって取り組むため、PCB廃棄物処理基本計画を閣議決定により定める。

2. 高濃度PCB廃棄物の処分の義務付け (第10条、第12条、第18条、第20条及び第33条)

保管事業者に、計画的処理完了期限より前の処分を義務付け、義務違反に対しては、改善命令ができることとする。命令違反には罰則を科す。(使用中の高濃度PCB使用製品についても、所有事業者に、計画的処理完了期限より前に廃棄することを義務付け。電気事業法の電気工作物に該当する高濃度PCB使用製品については、同法により措置。)

3. 報告徴収・立入検査権限の強化 (第24条及び第25条)

PCB特措法に基づく届出がなされていない高濃度PCB廃棄物等について、都道府県等による事業者への報告徴収や立入検査の権限を強化する。

4. 高濃度PCB廃棄物の処分に係る代執行 (第13条)

保管事業者が不明等の場合に、都道府県等は高濃度PCB廃棄物の処分に係る代執行を行うことができることとする。

※改正法の施行期日 公布の日から3か月以内で政令で定める日(附則第1条)